

松山市コンプライアンス条例の運用状況の公表

令和7年8月29日

松山市

松山市コンプライアンス条例（以下「条例」と略。）第20条の規定に基づき、条例の運用状況を公表します。

○公表の対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

1. コンプライアンス※推進のために実施した措置 次のとおり

- ・コンプライアンス指導員に対する研修会の開催（令和6年6月）
- ・コンプライアンスにかかる周知文の活用（期間内に15回）
- ・各種職員に対するコンプライアンス推進のための研修の実施（随時）

対象：新採用職員、新任課長、会計年度任用職員その他研修の受講者

2. 松山市コンプライアンス審査会※の開催状況 計2回開催

- ・令和6年 5月29日 定例報告
- ・令和6年11月12日 定例報告

3. 条例第11条に規定する贈与等報告書※の件数 3件

4. 条例第14条に規定する公益通報※の件数 1件

5. 条例第18条に規定する不当要求行為等の件数

（1）不当要求行為※ 3件

（2）特定要求行為※ 0件

※用語の説明

コンプライアンス：職員が、法令、倫理原則及び服務規律を遵守すること

松山市コンプライアンス委員会：本市におけるコンプライアンスの推進のための体制整備を図るために設置。副市長が委員長、部局長級職員等25名が委員となっている。

コンプライアンス指導員：各部副部長級職員40名を選任。コンプライアンス監督者（部局長）を補佐し、コンプライアンス推進員（各課等長）に対し指導又は助言を行う。

松山市コンプライアンス審査会：本市がコンプライアンスを推進するための監督機関。外部有識者3名で組織。コンプライアンスの実施に関し助言する。

贈与等報告書：管理職員は、事業者等から贈与（5千円を超える場合に限る。）を受けた際、任命権者に「贈与等報告書」を提出しなければならない。

公益通報：職員等が、公益を守ることを目的として、市政運営において法令違反等が発生している旨を市に対して通報すること。

不当要求行為：暴力や脅迫、粗野又は乱暴な言動、社会常識を逸脱した手段による物品購入要求など、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為

特定要求行為：職員以外の者が職員に対し、職員の職務に関し、特定の団体又は個人を他の者と比べて有利に扱う等の特別の扱いをすることを求める働きかけ